

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物製造所等の緊急使用停止命令		
根拠条項	第12条の3	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。</p>		
処 分 基 準	<p>1 法文のとおり、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき。 2 使用の一時停止又はその使用を制限する期間は、その事由が解消される期間とする。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機械の付与	不要 (理由 行政手続法 第13条第2項第1号)		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		